

専門医活動報告書 記載の手引き

専門医の更新には、活動報告書と 10 件の診療証明書類の提出が必要です。以下の手引きに基づいて、記載必須事項を漏らさずにご記入ください。

この書類は実際に診療または活動していることを証明するのが目的であり、添付書類や記載量を判定するものではありません。日常の臨床、教育、研究、社会活動などを幅広く取り上げ、総合的に専門医の活動として評価し、資格更新可能かを判断いたします。

	西暦 20	年	月	日
フリガナ				
専門医氏名	提出日を記入して下さい。			
専門医登録番号	会員用 Web システムから確認できます。			
勤務先				

1 診療及び活動実績

1) リハビリテーション診療を行った最近 1 年間の患者の延べ概数

- 疾患群毎に、外来、入院、相談等がかかわった患者の延べ概数を記入してください。これらの患者総数は臨床活動の有無を判定するためであり、必ずしも診療録から実数を抽出して記載する必要はありません。
- 患者数には、主治医として外来や病棟で診察した患者の他に、指導医あるいは管理者として回診、カンファレンス、相談等がかかわった患者数を含めても結構です。
- 勤務状況等により、リハ診療を行った疾患群に偏りがあっても構いません。ただしリハ診療を行った疾患群が 3 つ以下の場合は、1・3) の欄に、必ず日常の診療・研究・教育・社会活動を自由に記載して、専門医として活動していることが分かるよう特にアピールしてください。

2) 認定期間 5 年間の具体的な「診療及び活動実績」を示す証明書類の添付

- リハ診療を行った疾患群について、合計で 10 件の証明書類を添付してください。
- 10 件の証明書類の内訳は、可能な限り各疾患群 1 件以上提出いただくことが望ましいですが、勤務状況等により疾患群が偏っていても構いません。
- 証明書類は、日常診療で作成した書類をコピーするか、自身で新たに作成するか、いずれかの方法で 10 件分用意してください。

<日常診療で作成した書類のコピーを添付する場合>

※個人情報、マジックや修正ペン等で、塗りつぶす等、可能な限り削除してください。

※担当症例の証明書類（診療録やサマリー等のコピー）に関して、

- ・更新専門医の氏名が記されている場合、氏名に○ないしハイライト等で明示してください。
- ・氏名の記入がない場合、専門医氏名及び症例への関与（例：主治医、担当医、検査担当、カンファレンス指導など）を具体的に書中へ付記してください。

- ①退院時サマリー、診療情報提供書（返書含む）、カンファレンスの記録
- ②リハ処方箋
- ③補装具処方指示書、補装具交付意見書
- ④リハ検査報告書（嚥下造影、電気診断検査、運動負荷試験、膀胱内圧測定検査、重心動揺検査、歩行分析など）
- ⑤介護保険主治医意見書、障害者自立支援法医師意見書、身体障害者診断書・意見書、障害年金診断書

<新たに作成して添付する場合>

- ⑥症例要旨（症例や診療の要旨を記載、200字程度、書式自由）
- ⑦補装具要旨（補装具判定の要旨を記載、200字程度、書式自由）

3) 認定期間5年間の診療、研究、教育、社会活動

● 1-1) リハ診療を行った疾患群が3つ以下の場合、必ず本項で日常の診療・研究・教育・社会活動などに関して自由に記載し、専門医として活動していることをアピールしてください。

● 記載する項目の例を下に示します。内容を証明する書類添付は不要です。

- ①福祉行政への協力（更生相談所での判定、社会福祉審議会への参加など）
- ②学術活動（リハ医学に関連する学会発表、座長、論文執筆など）
- ③社会的活動（患者団体への協力、市民公開講座の開催など）
- ④教育活動
 - ・医学部／関連職種学生へのリハ医学教育
 - ・研修医・専修医・リハ科医師等へのリハ医学および診療の指導
- ⑤その他

2 認定期間5年間の医療倫理と医療安全

● 1)～4) いずれか記載必須。活動報告書内の本項目記載は免除されません。
(もし1)～4)のいずれにも記載がない場合、再提出となります。)

認定期間至が2017年3月31日までの更新者は、専門医更新要件改正の移行措置期間のため、1)に該当する「本医学会年次学術集会および専門医会学術集会の医療倫理・安全に関する講演の受講は免除」とされますが、1)の受講歴がない場合、2)～4)のいずれかの報告（院内外の研修や活動、自主学習な

ど)が必須であることは変更ありませんのでご注意ください。

- 2012 年度に本医学会年次学術集会または専門医会学術集会で開催された医療倫理安全研修会を受講している場合は、その受講証明書（ピンク色もしくは黄色 A4 サイズに受講済みシール付）のコピーを添付してください。
- 1)「医療倫理・安全に関する講演」に関連して、2015年度より本医学会で開始された「医療倫理・医療安全・感染対策に関する講演」のうち、「感染対策に関する講演」の受講歴は今回の“学会専門医”の更新には必須ではありません。また、医療倫理もしくは医療安全どちらかの受講で構いません。

今後“日本専門医機構認定リハビリテーション科専門医”への移行・更新の際には必須となる予定です。詳細は学会誌(Jpn J Rehabil Med VOL. 52 NO. 4/5 2015, P 226)をご覧ください。また、今後の案内にご注意願います。